

自治体の判例と情報

判例地方自治

地方自治判例研究会/編集

●NO.424

▶ 判決紹介(全10件)

久留米市・日本国籍留保の届出等の不受理処分に対する不服申立て事件(最高(2小)決/29.5.17)

神奈川県・県立高校跡地売買契約損害賠償請求事件(横浜地判/28.7.13)

大阪府・児童相談所長による一時保護決定の取消請求事件(大阪地判/28.6.3)

.....ほか

▶ 判決概要紹介(全1件)

▶ 連載

- はんれい最前線
非常勤制度改正は2020年、その前に「2018年問題」は大丈夫?
- 自治体法務の風を読む団
庁内法律相談と職員の法務能力
- 地方行政判例解説
指名型プロポーザル方式における手続違法を理由とした損害賠償請求事件
- 市町村アカデミー・コーナー
マイナンバーと個人住民税の課税事務②
- 条例ナビ
埼玉県◆虐待禁止条例
- 法律相談
- 訴訟情報

判例自治
平成29年

10月号

条例ナビ

条例をめぐる動きをホットにキャッチ

埼玉県 埼玉県虐待禁止条例

1 制定の経緯

児童、高齢者及び障害者に対する虐待が後を絶たない状況にあります。これらの虐待は家庭や施設などの閉鎖的空間で行われているため、周囲が虐待に気付きにくく、深刻化していくケースも多くあります。

平成28年1月には、本県狭山市で3歳の女の子が母親及び同棲していた男性に暴行を加えられた結果、死に至るといふ大変痛ましい事件が起きました。また、平成29年4月にも本県鶴ヶ島市で父親が1歳の子供を殴り、重体にさせた事件が起きています。このように、本県においても深刻な虐待が次々と発生している状況です。

ところで、虐待を防止するため、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、そして、障害者虐待防止法のいわゆる虐待防止3法が制定・施行されていますが、いまだに県内の虐待件数はいずれも増加する傾向にあります。

埼玉県議会自由民主党議員団では、虐待をなくすためにどうすればよいかを検討するため、平成28年5月にプロジェクトチームを立ち上げ、虐待に取り組んでいる行政の現場などの視察や、児童、高齢者及び障害者の福祉に携わる25団体の方々との意見交換を行うなどして、条例の内容について検討しました。

また、ホームページにおいて、1か月間、パブリックコメントを行い、御意見をいただきました。これらの貴重な御意見を反映した条例案を平成29年6月定例会に上程したところ、平成29年7月に全会一致で可決・成立しました。

2 条例の特徴

児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待の区分を問わず、虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるという強い意志を県・県民全体で共有するため、あえて法律では3本に分かれているものを一本化しました。

また、虐待は絶対にあってはならないものであ

るという認識を県民に徹底するためには「防止」より「禁止」という言葉の方がふさわしいと考え、「虐待禁止条例」という題名を付けました。

本条例のポイントは、次の7点です。

- ① 法律では3本に分かれているものを、虐待禁止条例として一本化したこと。
- ② 養護者が児童、高齢者及び障害者の安全の確保に配慮すべきこと（安全配慮義務）を明文化したこと。
- ③ 県が市町村と連携して通告等をしやすい環境を整備する旨を規定したこと（虐待の通告等の窓口が市町村の各担当や児童相談所などに分かれているため、誰もが分かりやすい通告等の連絡先を一元的に整備する必要があると考えたものです。）。
- ④ 虐待防止研修の義務付けをしたこと（虐待に関する専門的知識を習得することが、虐待の予防や早期発見に資するものであると考え、施設職員等に対する虐待防止研修の義務付けを行いました。）。
- ⑤ 虐待情報の共有の促進、関係機関の連携強化を規定したこと（虐待による死亡事例は関係機関の間での連携不足に起因するものも多数見受けられることから、警察や児童相談所等との間で情報をしっかりと共有する必要があると考えたものです。）。
- ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業等の促進による児童虐待予防の取組の促進を規定したこと（虐待による死亡事例は乳児期がその多くを占めていることから、乳児家庭全戸訪問事業等の徹底により、子育ての孤立化を防ぐとともに、乳児の居所の把握をするためのものです。）。
- ⑦ 県による虐待の検証を義務付けたこと。

本条例により、県と県民とで虐待に対する取組の認識を共有して、虐待のない地域づくりを進めていきたいと考えています。

埼玉県議会自由民主党議員団
虐待禁止条例プロジェクトチーム
会長 田村 琢実 議員
事務局長 立石 泰広 議員